

山形県浄化槽機能保証制度登録申請要領

1. 保証登録申請の対象浄化槽

保証登録の対象となる浄化槽は、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という）の定める「合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領」に基づき登録された浄化槽であって、設置整備事業等で設置され、全浄連が保証の登録のための登録を行ったもの（以下「保証登録浄化槽」という。）とする。

2. 保証登録申請書の請求

- (1) 浄化槽工事業者（以下「業者」という）は、保証登録申請書（以下「申請書」という）を請求する場合は、次の様式（用紙、規格は任意）により、下記へ直接来訪するか、文書及びFAX等により申込するものとする。

(申請請求様式例)

保証登録申請書請求書

申請書請求組数 組

平成 年 月 日

請求者 住 所

事業所名

電話番号

申請書請求交付機関名

	住 所	電話番号	備 考
一般社団法人 山形県浄化槽工業協会	〒990-0025 山形市あこや町三丁目12番26号 鶴建山形ビル2階202-2号室	(023) 633-9615	

(2) 申請書は5枚1組(複写)で次の通りとする。

- | | | |
|-----|-------------|-------------|
| 1枚目 | 保証登録申請書 | (全浄連・各県協会用) |
| 2枚目 | 保証登録申請書「黄色」 | (コンピュータ入力用) |
| 3枚目 | 保証登録証 | (市町村用) |
| 4枚目 | 保証登録証 | (設置者用) |
| 5枚目 | 保証登録証 | (申請者用) |

3. 保証登録の申請

(1) 業者は、設置整備事業に係る浄化槽については、市町村への補助金申請の前に、設置整備事業の対象とならない浄化槽については工事開始前に、それぞれ申請書に
関係行政庁に届け出した「浄化槽設置届出書等」の写し一部を添付し、一般社団法人
山形県浄化槽工業協会(以下「県協会」という)に対し保証登録の申請をするものとする。

(2) 保証登録料は、申請書に4で定める額を添えて、直接県協会に持参するか、または郵送するものとする。

なお、申請書を郵送する場合には、保証登録料を5で指定する金融機関に振込み、その振込み受取書(振込手数料は申請者負担)の写を申請書に添付のうえ、県協会あてに郵送するものとする。

4. 保証登録料

保証登録料（保証業務手数料を含む）は、浄化槽 1 基につき 8,000 円とする。
ただし、県協会会員については 3,000 円とする。

5. 振込指定金融機関

振込指定金融機関は次のとおりとする。

振込先	山形銀行 本店
預金種目	普通預金
口座番号	0043664
口座名義	一般社団法人山形県浄化槽工業協会
住所	〒990-0025 山形市あこや町三丁目 12 番 26 号 鶴建山形ビル 2 階 202-2 号室
電話番号	(023)633-9615

6. 保証登録証の交付

県協会は、保証登録が完了すると次の保証登録証を申請者に交付するものとする。

- (1)保証登録証 (市町村用)補助金申請の際に提出のこと
- (2)保証登録証 (設置者用)設置者に交付のこと
- (3)保証登録証 (申請者用)控えとして保証期間保管のこと

7. 問い合わせ

名 称 一般社団法人山形県浄化槽工業協会

住 所 〒990-0025

山形市あこや町三丁目 12 番 26 号

鶴建山形ビル 2 階 202-2 号室

電話番号 (023) 633-9615

F A X (023) 633-9635

8. その他

この要領に定めのない事項については、県協会理事長が定めるものとする。

附 則

本要領は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

本要領は、平成 10 年 6 月 1 日から改正施行する。

本要領は、平成 15 年 4 月 1 日から改正施行する。

本要領は、平成 20 年 10 月 1 日から改正施行する。

本要領は、平成 25 年 10 月 1 日から改正施行する。

本要領は、平成 26 年 12 月 1 日から改正施行する。